



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○ 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する

規則（職員厚生課） 1

公 告

○ 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（管財課） 2

○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（管財課） 3

○ 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・2件（下水道課） 4

○ 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 5

○ 開発行為に関する工事の完了・16件（南部土木事務所） 5

○ 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部情報管理課） 9

○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部情報管理課） 10

規 則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第46号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第162号）を次のように改正する。

第6条の4中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）第5条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第6条の4の規定による金額により支給されたもの又は改正前の規則附則第3項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、改正後の規則第6条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 執務用机、執務用椅子、キャスター付きワゴン等（本庁舎内分）（その 2）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
 - (2) 調達する物品に関して、当該物品の製造事業者から当該物品について仕様書で定めるとおりの供給ができる旨の証明を得た者であること。
 - (3) 県の求めに応じ、物品の納入の場所に従業者を派遣できる体制を有する者であること。
 - (4) 一般競争入札参加資格確認申請書提出の日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
 - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県総務部管財課のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県総務部管財課 〒900－8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098－866－2106 メールアドレスaa008001@pref.okinawa.lg.jp
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和 8 年 10 月 5 日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又はメールにより通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和 8 年 11 月 6 日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する執務用机、執務用椅子、キャスター付きワゴン等（本庁舎内分）（その2）に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年9月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 執務用机、執務用椅子、キャスター付きワゴン等（本庁舎内分）（その2） 一式

(2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。

(3) 納入の期限 仕様書による。

(4) 納入の場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和8年9月15日付け沖縄県公報定期第5441号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による執務用机、執務用椅子、キャスター付きワゴン等（本庁舎内分）（その2）に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないことを証明した者

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県総務部管財課のホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 この公告の日から令和8年10月5日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県総務部管財課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から令和8年10月26日（月曜日）まで

(2) 場所 沖縄県総務部管財課のホームページ

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年10月27日（火曜日）午後1時30分

(2) 場所 沖縄県庁11階第5会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
 - (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 8 年 10 月 26 日（月曜日）まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県総務部管財課のホームページからダウンロードすること。
- 10 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県総務部管財課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5 (1) の日時に 5 (2) の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和 8 年 10 月 26 日（月曜日）午後 5 時
イ 方法 簡易書留郵便により 3 (2) の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED
Chairs, desks, and movable wagons for office use et cetera
 - (2) QUANTITY
One set (See the tender documents for more detail)
 - (3) DATE OF BIDS
1 :30 p. m. October 27, 2026
 - (4) POINT OF CONTACT
Property Management Division, Department of General Affairs, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa 900-8570 Japan
Telephone: 098-866-2106

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画及び中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 中部第二流域下水道
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和48年 5 月 17 日から令和13年 3 月 31 日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 中部第一流域下水道
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和48年建設省告示第1961号、昭和52年建設省告示第1143号、昭和55年建設省告示第172号、昭和60年建設省告示第711号、昭和63年建設省告示第653号、平成 5 年建設省告示第1205号、平成 8 年建設省告示第450号、平成11年建設省告示第1200号、令和元年沖縄総合事務局告示第 5 号及び令和 4 年沖縄総合事務局告示第29号の事業地のうち那覇市曙 2 丁目及び曙 3 丁目並びに浦添市勢理客四丁目地内において事業地を変更する。
- 5 事業施行期間 昭和48年 9 月 19 日から令和13年 3 月 31 日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年12月17日 沖縄県指令土第857号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波大嶺原880番 5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市与儀三丁目 6 番 2 号メゾン S & K 与儀 B - 402 号 新垣恵子
- 5 検査済証番号 令和 8 年 8 月 26 日 第5063号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 7 月 30 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年12月11日 沖縄県指令南土第605号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波東原288番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字我那覇221番地芙蓉203号 吉元渉、豊見城市字我那覇221番地芙蓉203号 吉元美幸
- 5 検査済証番号 令和 8 年 6 月 22 日 N第1815号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 5 月 22 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 7 月 25 日 沖縄県指令南土第400号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根西原40番 1 及び39番 1 のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根 3 番地 加島卓
- 5 検査済証番号 令和 8 年 6 月 25 日 N第1816号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 1 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 10 月 27 日 沖縄県指令南土第530号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原263番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市古波蔵 2 丁目 27 番 5 号古波蔵貸住宅 B 瑞慶覧雄太
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 1 日 N第1817号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 15 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 10 月 9 日 沖縄県指令南土第510号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波古島原1281番 1 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平636番地の 2 メゾン K I ・ II 102 号 西銘拓海
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 3 日 N第1818号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 10 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 7 月 28 日 沖縄県指令南土第364号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波川之尾原1142番 2

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市宜保三丁目 3 番地 7 ラ・フォーレチャイム105号 瀬長典子
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 3 日 N第1819号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 10 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 8 月 12 日 沖縄県指令南土第425号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川神ノ興原372番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字山川451番地 湧川裕貴
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 6 日 N第1820号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 19 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 10 月 30 日 沖縄県指令南土第526号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字与座前原220番 1 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地369番地名嘉地住宅 2－108号 喜屋武正義
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 6 日 N第1821号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 17 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 9 月 19 日 沖縄県指令南土第476号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字福地西原518番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城385番地 1 豊見城住宅 8－303号 取淵竜馬
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 6 日 N第1822号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 17 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 8 年 2 月 6 日 沖縄県指令南土第55号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根中原321番 8、321番 9 及び321番10
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字与根321番地 8 有限会社ファミリー給油所 代表取締役 上原昭彦
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 6 日 N第1823号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 17 日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 3 月 4 日 沖縄県指令南土第116号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平佐真田原394番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市金城 2 丁目 3 番地 9 ヒルズブロッサム305 上原由寛、那覇市金城 2 丁目 3 番地 9 ヒルズブロッサム305 上原つかさ
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 7 日 N第1824号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 18 日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 9 月 5 日 沖縄県指令南土第451号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原279番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波1247番地オアシス兼城302 宮里伊吹木
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 10 日 N第1825号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 15 日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 12 月 6 日 沖縄県指令南土第589号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原350番18、350番19、350番20及び350番21
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1271番地 5 ダイモン302 城間誉幸、南風原町字津嘉山1271番地 5 ダイモン302 城間彩乃
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 13 日 N第1826号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 19 日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 6 月 13 日 沖縄県指令南土第325号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須東当原1825番 1 及び1827番 4

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字米須1826番地 徳元チヨ
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 14 日 N第1827号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 24 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 9 月 25 日 沖縄県指令南土第487号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波仙原633番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波611番地上原アパート102号 金城茂
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 16 日 N第1828号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 4 月 30 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 12 月 26 日 沖縄県指令南土第626号、令和 7 年 8 月 28 日 沖縄県指令南土第446号（変更）、令和 8 年 7 月 13 日 沖縄県指令南土第373号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字喜屋武喜屋武原547番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字米須137番地コメット米須102号室 徳村龍二
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 17 日 N第1829号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 7 月 14 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県南部土木事務所長 川 上 呂 二

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 5 月 23 日 沖縄県指令南土第287号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城後原242番 4 及び242番 7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町上原二丁目32番地の 7 宜保壱
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 23 日 N第1830号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 6 月 26 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 テレワークシステム機器等の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和 8 年 4 月 1 日現在において 3 年以上であること。

- (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
- (3) 従業員の数が5人以上であること。
- (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。）の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 1により調達を予定している物品等と同等又は類似する物品等の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2473）
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年10月21日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するテレワークシステム機器等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 15 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 テレワークシステム機器等の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和 8 年 9 月 15 日付け沖縄県公報定期第 5441 号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるテレワークシステム機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ テレワークシステム機器等に障害が発生した場合において、指定時間以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した障害対応業務体制証明書を令和 8 年 10 月 21 日（水曜日）午後 5 時までに 3 (2) の場所に提出した者

ウ 納入しようとするテレワークシステム機器等の機能等証明書を令和 8 年 10 月 21 日（水曜日）午後 5 時までに 3 (2) の場所に提出し、当該テレワークシステム機器等を納入の期限までに納入することができることを証明した者

エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）適合性評価制度の認証を取得している者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3 (2) の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和 8 年 10 月 21 日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和 8 年 10 月 29 日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）午前 11 時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎 1 階警察資料館

6 入札保証金 見積る契約金額の 100 分の 5 以上の金額を令和 8 年 10 月 28 日（水曜日）午後 3 時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 8 年 10 月 21 日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3 (2) の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和 8 年 10 月 29 日（木曜日）午後 5 時まで 4 (2) の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和 8 年 10 月 29 日（木曜日）午後 5 時
- イ 方法 簡易書留郵便により 4 (2) の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Names and Quantities of the Article to be Leased
Name: Lease of Telework system equipment
Quantity: 1 Complete Set
- (2) Bid Opening
Date and Time: 11:00 on Friday, October 30, 2026
Place: Police Museum, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.
- (3) How to Submit the Bid Document
Submit the bid document to the Handling Division mentioned below by 17:00 on Thursday, October 29, 2026
In case of submitting the bid document by postal service, the bid document must be delivered to the Handling Division by 17:00 on Thursday, October 29, 2026
* The bid document sent by telegrams or electrical transmissions are not acceptable.
- (4) Handling Division
Organization: Accounting Division, Police Administration Department,
Okinawa Prefectural Police HQ
Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)
Office (Window) hours: 9:00 a.m. - 5:00 p.m.

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4 丁目 288 番地